

教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

(提案理由)

令和 6 年 4 月熊本県議会臨時会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要があるため。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 29 条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

（委任）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(5)（略）

(6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

(7)～(25)（略）

2（略）

（臨時代理）

第 3 条 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。

教政第99号

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬 様

熊本県教育委員会

教育長 白石 伸一

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和6年（2024年）4月16日付け財第12号で意見照会がありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。

財第12号
令和6年（2024年）4月16日

熊本県教育委員会
教育長 白石 伸一 様

熊本県知事 木 村 敬

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和6年4月熊本県議会臨時会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第 5 号 専決処分の報告及び承認について

第 5 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年4月23日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 57 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和6年1月18日に判明した、熊本県が賃借したレンタカーの破損に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年3月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
株式会社山金	214,346円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 5 号	専決処分の報告及び承認について	<p>和解及び損害賠償額の決定について</p> <p>1 事実発生日 令和6年1月18日</p> <p>2 和解の相手方 株式会社山金</p> <p>3 損害賠償額 214,346円</p> <p>4 事案の概要 令和6年能登半島地震に対し、石川県輪島市教育委員会に熊本県学校支援チームを派遣した際、相手方から賃借したレンタカーを破損させたことに関し、相手方との間で、損害賠償額を決定し、和解したものの。</p>